

令和5年度
京都府文化芸術体験機会創出事業
公募案内

公募期間及び応募方法

公募期間	令和5年10月3日(火)～令和5年10月17日(火)正午
応募方法	京都府文化生活部文化芸術課に持参又は郵送
提出先	京都府文化生活部文化芸術課(2号館2階) 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 TEL: 075-414-4219 FAX: 075-414-4223 メールアドレス: bungei@pref.kyoto.lg.jp

令和5年10月
京都府文化芸術課

〈 目 次 〉

1 事業概要 ----- 1

- (1) 事業名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 事業趣旨・目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (3) 委託業務の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (4) 応募者（事業者）の要件・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (5) 対象となる事業の内容・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- (6) 事業対象経費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

2 応募方法等 ----- 3

- (1) 提出書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (2) 提出先及び問合せ先・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (3) 提出方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (4) 提出期限・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- (5) その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

3 審査・選定方法等 ----- 4

- (1) 審査基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- (2) 審査方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- (3) 選定方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- (4) 選定結果の通知・公表・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- (5) その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

4 契約手続 ----- 5

- (1) 契約締結・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- (2) 委託業務の実施期間・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- (3) 事業スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

5 その他留意事項 ----- 6

6 Q & A ----- 7

- 本事業は、審査等により実施事業者を採択し、事業を委託するものです。
- 本公募案内の内容については、予算の成立、その他の状況により変更が生じる場合がありますので、あらかじめ御了承の上、御応募ください。また、内容等の変更の際し、応募書類の再提出や関係書類、資料の追加提出を求める場合があります。

1 事業概要

(1) 事業名

令和5年度京都府文化芸術体験機会創出事業

(2) 事業の趣旨・目的

若い世代に様々な文化芸術の鑑賞や体験の機会を創出することで、若い世代が日本の伝統文化を学び、自国の文化が優れた価値を有していることを再認識することを目的とする。

(3) 委託業務の内容

別紙1「令和5年度京都府文化芸術体験機会創出事業実施業務仕様書」のとおり

(4) 応募者（事業者）の要件

本事業に応募する者は、以下の要件をすべて満たしていること。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ② 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者でないこと。
- ③ 京都府税、消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと。
- ④ 公募の日から契約締結の日までの期間に、京都府の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
 - ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者
- ⑥ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。

- ⑦ 本事業の趣旨・目的を十分に理解しているとともに、目的の達成に向けて業務を遂行する能力を有している者であること。
- ⑧ 青少年の健全な育成に関する条例(昭和58年1月9日京都府条例第2号)第13条の3に規定する興行、又はこれに類する興行を行っていない者であること。
- ⑨ 京都府内に立地し、その利用料金がホームページやパンフレット等で明示されているなど、広く公開されている劇場、音楽堂等(劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第1項に規定する施設。以下、「劇場」という。)を管理、運営している者であること。

(5) 対象となる事業の内容

①対象となる事業

我が国又は地域の伝統文化等を子どもたちが体験・鑑賞することで、当該伝統文化等の歴史や内容を学び、理解を深めることができるような取組や公演を対象とする。

なお、対象となる公演は、代表者が明確に定められ、舞台芸術公演を適切に企画・実施できる団体等が主催していること。

また、上記に関わらず、次の項目に該当する場合は、本事業の対象外とする。

〈対象外〉

- 子どもが対象に含まれていない公演・企画
- 教授所、教室等が行う稽古ごと、習いごと等のおさらい会、発表会、その他特定の会員のみに限られる活動
- 教育機関における教育活動(部活動を含む)
※大学生による任意団体は対象
- 政治的・宗教的な宣伝意図を有する活動
- 慈善事業への寄付を目的として行われる活動
- 国や京都府の他の補助金の交付を受ける公演

②対象(契約)期間

契約締結日(令和5年11月以降を予定)から令和6年2月29日まで

※契約期間外に実施した公演は、本事業の対象外とする。

③対象分野例

分 野	内 容
伝統芸能	古典演劇(歌舞伎、能楽、文楽など)、邦楽(琴、三味線、尺八など)、落語など
舞 踊	日本舞踊、現代舞踊など
演 劇	現代演劇、ミュージカルなど
音 楽	クラシック音楽など

※本事業の対象分野として疑義が生じる恐れがある場合は、事前に確認すること。

本事業の趣旨に合わないものと判断される分野については、対象外となることがある。

④委託上限額(事業対象経費の上限額)

1つの劇場あたり、5,000千円(消費税及び地方消費税を含む)

※採択額は、予算の範囲内で決定する。

⑤来場対象者

子ども(高校生以下)を対象とする。

※子どもとともにその同行者(保護者、引率者)も対象に含んでよいものとする。

⑥子ども等の来場人数

実施する公演に見合った子ども等の人数を想定し、実施すること。

※契約締結時と精算時において、子ども等の来場者数に著しい乖離がある場合は、契約の変更を行い適正な価格に変更することがある。

(6) 事業対象経費

本事業で採択された公演を実施するにあたり、受託者が管理運営する劇場等において発生する経費で、下欄に定めるもの。

〈計上可能な経費〉

区 分	経費の内容	留意事項
チケット料金	・子どもと同行者のチケット料金 ・当該事業の対象者に対するチケット販売費用	・チケットやHP上に記載された料金とする。 ・鑑賞する者が支払うべきチケット料金に対して充当するものであり、当初からチケット料金が無料の公演については、計上不可とする。 ・計上するチケット料金が、同施設が普段実施している公演等のチケット料金と著しい乖離がある場合は、経費として認めない場合がある。
広告宣伝費	・チラシ、ポスター、看板などの会場サイン、各種メディアを使ったPRなどに要する費用	・原則、宣伝には、本事業名「令和5年度京都府文化体験機会創出事業」を記載すること。
事務費	当該公演・企画の実施に係る経費	・委託金額の20%以内を上限とする。

2 応募方法等

(1) 提出書類 ※詳細は、別紙2「応募提出書類一覧」を参照のこと。

①応募申請書(様式1)

②計画調書(様式2)

※作成方法は、別紙3「計画調書作成要領」を参照のこと。

③本事業に係る見積書(様式3)

④本事業費を充当する予定の公演に係る概要資料

⑤事業者の概要資料(パンフレット、営業許可書(該当者のみ)など)

⑥取引使用印鑑届(様式4)

⑦納税証明書類(京都府税の滞納がないことの証明、消費税及び地方消費税の納税証明)

(2) 提出先及び問合せ先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町(2号館2階)

京都府文化生活部文化芸術課

電話：075-414-4219 FAX：075-414-4223

メールアドレス：bungei@pref.kyoto.lg.jp

(3) 提出方法

2(2)に記載の提出先へ持参(平日の午前9時～午後5時まで(ただし、提出期限日(令和5年10月17日(火))に限っては正午まで))又は郵送(書留郵便に限る。)

(4) 提出期限

公募開始日～令和5年10月17日（火）正午まで【必着】

(5) その他

- ① 提出された書類は、本手続きにおける契約相手方の選定及び事業採択以外の目的では使用しない。ただし、公文書公開請求があった場合は、京都府情報公開条例に基づき取り扱うこととする。
- ② 提出された書類は、審査を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。
- ③ すべての提出書類の作成、提出等に要する費用は、採択結果に関わらず応募者の負担とする。
- ④ 提出された書類は、返却しない。
- ⑤ 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

3 審査・選定方法等

(1) 審査基準

別紙4「審査基準」のとおり

(2) 審査方法

提出のあった書類について、審査基準に基づいて、外部有識者の意見（採点等）を聴取した上で審査する。

(3) 選定方法

- ① 失格者を除いた者のうち、京都府全域を隈なく支援するという目的から、まずは、劇場が立地する地域別に選定を行うこととし、以下の地域ごとに(2)の総合点が最も高い者をそれぞれ選定する。その後、全ての地域の次点以下の者の総合点が高い順に、予算の範囲内において選定する。

〈地域〉

地 域	市 町 村
京都市地域	京都市
乙訓地域	向日市、長岡京市、大山崎町
山城北地域	宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町
山城南地域	木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村
南丹地域	亀岡市、南丹市、京丹波町
中丹地域	福知山市、舞鶴市、綾部町
丹後地域	宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町

- ② 総合点が同点の者がいる場合は、「審査基準」中の項目①（企画・運営）の「的確性」の合計点が高い者を優先して選定する。
- ③ ①、②にかかわらず、総合点が60点未満の場合は、選定しない。

(4) 採択結果の通知・公表

選定後、応募者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、以下の項目について、京都府ホームページ「京都府の文化芸術情報」において公表する。

【公表事項】

- ・ 選定された者の名称
- ・ 応募件数
- ・ 外部有識者の所属及び役職名並びに氏名

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ① 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ② 本公募要領に示した書類の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ③ 見積書の金額が1 (5) ④の委託上限額を超える場合
- ④ 京都府の示す仕様を満たさない計画を行った場合
- ⑤ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑥ 評価に係る外部有識者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- ⑦ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

4 契約手続

(1) 契約締結

- ① 上記3の結果、選定された者と京都府の間で、見積書を基に委託内容、経費等について再度調整を行った上で、委託契約を締結するものとする。なお、調整の結果、委託条件等が合致しない場合は、委託契約締結を行わない場合がある。また、契約金額は、応募者の提示する金額と必ずしも一致するものではないことに留意すること。
- ② 契約金額の100分の10の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、京都府会計規則第159条第2項各号のいずれかに該当する場合は契約保証金を免除する。
- ③ 契約代金の支払いについては、精算払いとする。
- ④ 選定された者が特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。

(2) 委託業務の実施期間

事業の実施は、以下の期間内で計画すること。

契約締結日（令和5年11月以降）～業務が完了する日又は令和6年2月29日のいずれか早い日

※事業完了後は、直ちに完了報告書及び実績報告書を提出すること。

※契約期間外に実施した公演は、本事業の対象外とする。

(3) 事業スケジュール

	令和5年(2023年)				令和6年(2024年)			
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
公募期間		←→						
審査・採択		←→						
契約締結			←→					
事業実施(契約期間)			←→					
精算							←→	

5 その他留意事項

- (1) 事業の実施にあたっては、契約書等を遵守すること。
- (2) 委託契約書及び業務仕様書に定めのない事項については、京都府と協議の上決定すること。
- (3) 委託契約書及び業務仕様書、見積書に計上した内容と異なる状況になった場合は、速やかに京都府文化芸術課へ報告すること。また、この結果、契約を変更する場合があることに留意すること。
- (4) 受託後、本事業に関する問合せへの対応や連絡調整は、全て受託者が行うこと。
- (5) 業務の実施に当たり、受託者は本業務とその他の事業との経理を明確に区分するとともに、適切に事業が執行されたことを証明する書類（収支を記載した帳簿や通帳、領収書等）を整備の上、事業終了後5年間保存しておくこと。
- (6) 本事業は、事業の終了後も含めて、今後、会計監査院や京都府監査委員会の検査対象となる場合があるので、受託者は、検査に積極的に協力するとともに、事業の報告や必要な資料の提出等の説明責任を果たすこと。
- (7) 京都府は必要に応じ、本事業の実施状況及び経理状況について、実態調査を行うことがある。
- (8) 受託者は、本業務の実施状況について、京都府が別途指定する期日までに報告すること。
- (9) 受託者は、業務中に知り得た内容について、第三者に情報を漏らしてはならない。
また、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合には、契約書に記載の個人情報の保護に関する条項によること。

6 Q & A

Q 1 1つの施設で複数の公演を応募することは可能か。

A 1 契約期間中に開催する公演であれば、複数の公演を応募することが可能です。

Q 2 本事業のために新たに公演を企画しなければならないのか。

A 2 本事業の対象となる公演は、既に予定されている公演及び新たに企画する公演になります。

Q 3 本事業の対象は受託者が開催する公演（主催公演）のみか。

A 3 別団体が主催する公演も対象とすることが可能です。

ただし、対象となる公演に係る問合せ対応や連絡調整対応をはじめ、本事業に関する全ての責任の所在は、受託者にあります。

Q 4 国や京都府の他の補助金の交付を受けている公演は本事業の対象外（公募案内 P2（5）①）とあるが、補助金の対象経費と本事業の対象経費が重複しないものについては対象となるのか。

A 4 対象となります。他の補助金を受けた、または受けようとする公演について本事業に応募する際は、精算時に重複しないことが明確にわかる資料を添付する必要があります。

Q 5 本事業の採択（候補者選定）後、国や京都府の他の補助金が交付されることが決まった場合、いずれかを辞退する必要があるか。

A 5 重複した場合は、いずれかを辞退する必要があります。

Q 6 宣伝やチケット販売など、契約締結日前に行ったものは本事業の対象経費として計上してよいか。

A 6 当該事業に認められた公演であれば問題ありません。

ただし、契約締結前に事業名を付した宣伝等を行うことは認めません。

Q 7 子ども1名あたりの同行者の人数に制限はあるか。

A 7 子ども1名あたりに同行者は2名までとしてください。

Q 8 チケット料金は必ず無料にしなければならないのか。

A 8 必ず無料にする必要はなく割引でも差し支えありません。（例：3,000円のところ500円に設定するなど）

料金の設定は、本来有料で設定されているチケット料金を無料または割引としてください。当初からチケット料金が無料のものは対象経費として認めません。

Q 9 チケット料金について、来場者数が不明な段階でどのように積算をすればよいか。

A 9 過去に上演した類似の公演を参考に積算ください。

Q 10 公演の実施日は、平日休日問わないか。

A 10 本事業の主旨に鑑み、子どもが学校等を休むことのない時間帯での公演としてください。